

廃棄物処理施設専門委員に対する説明会

日時 平成22年8月30日(月)

午後2時から午後3時まで

場所 宮城県庁11階 第2会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 座長選出

4 議 題

廃棄物処理施設(廃プラスチック類の焼却施設)の許可申請について
日本製紙株式会社

5 閉 会

廃棄物処理施設専門委員説明会出席者

廃棄物処理施設専門委員

氏名	専門	所属	出欠
大月 義徳	地形 地質	東北大学大学院 理学研究科助教	出席
菊地 立	大気汚染 悪臭	東北学院大学 教養学部教授	出席
香野 俊一	騒音 振動	東北文化学園大学 客員教授	出席
徳田 昌則	環境工学	特定非営利活動法人 地域研究応用センター理事長	出席
中澤 廣	環境工学	岩手大学大学院 工学研究科教授	出席
福島 美智子	大気汚染 水質汚濁	石巻専修大学 理工学部教授	出席

事業者

所属	職名	氏名
日本製紙株式会社 岩沼工場	環境管理課 課長	佐藤 博文
	環境管理課 技術調査役	三浦 満博

事務局

所属	職名	氏名
宮城県環境生活部 廃棄物対策課	課長	山田 清人
	課長補佐（総括担当）	梶村 和秀
	技術副参事兼技術補佐（総括担当）	渡邊 健市
	技術補佐（施設班長）	佐藤 健一
	技師	大道 健太郎
	技師	大槻 りつ子
宮城県塩釜保健所	技師	佐藤 貴行

資料 1

廃棄物処理施設専門委員への説明会について

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第15条の2（法15条の2の5において準用する場合を含む。）

3 都道府県知事は、前条第1項の許可（同条第4項に規定する産業廃棄物に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第2項に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

第15条

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第七条の二

法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げるものとする。

第七条（抜粋）

三 汚泥の焼却施設

五 廃油の焼却施設

八 廃プラスチック類の焼却施設

十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

十二 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

十二の二 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

十三 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

十三の二 産業廃棄物の焼却施設

（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）

十四 産業廃棄物の最終処分場

※ 今回の説明会では、生活環境影響を中心に御意見を申し上げます。

資料2

関係市町の長からの意見

- 名取市
- 角田市
- 岩沼市
- 柴田町
- 亘理町

名ク対発第.123号
平成22年7月22日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

名取市長 佐々木 一十郎



産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する意見について (回答)

平成22年6月29日付け発第293号にて協議のありました標記のことについて、公害防止協定を遵守のうえ操業するよう通知方よろしくお願いたします。

担当：生活経済部クリーン対策課
環境保全係 小松
TEL：022-384-2111 内線 483



角 生 第 4 0 号
平成22年7月29日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿
(廃棄物対策課扱い)

角田市長 大友喜助



産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する意見について (回答)

平成22年6月29日付け、廃対第293号で通知のあったこのことについては、異議なく同意します。

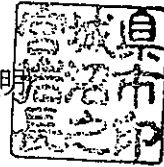
担当	生活環境課環境保全係 佐久間
電話	0224-63-2118
FAX	0224-63-4862



岩生第73号
平成22年8月9日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(廃棄物対策課扱い)

岩沼市長 井口経明



産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する意見について(回答)

平成22年6月29日付け廃対第293号で通知のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

○生活環境の保全上の見地からの意見について 無



郵便番号：989-2480
住所：岩沼市桜一丁目6-20
電話：0223-22-1111 (内) 333
担当：市民経済部 生活環境課
生活環境係
近藤 瑞絵

柴町環第 339 号
平成 22 年 7 月 16 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(廃棄物対策課施設班扱い)

柴田町長 滝 口



産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する意見について (提出)

平成 22 年 6 月 29 日付廃対第 293 号で意見を求められたことについての意見は下記のとおりです。

記

施設計画協議書の内容を遵守すること。
問題が生じた場合には、速やかに報告及び対策を講じること。
以上。

担当：柴田町民環境課
環境衛生班 桑島
TEL 0224-55-2113
FAX 0224-55-4172



亘町第 2731号

平成22年 7月29日

宮城県知事 村井嘉浩

(廃棄物対策課扱い)

亘理町長 齋藤邦男



産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する意見について (回答)

平成22年6月29日付け廃対第293号で通知のあった表題の件については異議ありません。

